



# 平成24年度の保育料が決まりました

■問い合わせ 福祉課 社会福祉係 ☎75-6118

## 平成24年度 多久市保育料基準額表

(平成24年4月1日現在)

児童の世帯の階層区分と定義		徴収基準額 (月額:円)			
階層区分	定義	0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児以上
1	生活保護法による被保護世帯	0		0	
2	所得税、市民税とも非課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	9,000 (0)		6,000 (0)	
3	所得税非課税、市民税は課税の世帯 (ひとり親世帯等の場合)	19,500 (17,500)		16,500 (14,500)	
以下は所得税課税世帯					
4-1	所得税額が20,000円未満の世帯	25,000		22,000	
4-2	20,000円以上40,000円未満の世帯	29,000		26,000	
5-1	40,000円以上61,000円未満の世帯	34,000		31,000	30,500
5-2	61,000円以上82,000円未満の世帯	39,500		36,600	30,500
5-3	82,000円以上103,000円未満の世帯	44,500		36,600	30,500
6-1	103,000円以上258,000円未満の世帯	46,000		36,600	30,500
6-2	258,000円以上413,000円未満の世帯	49,000	47,500	36,600	30,500
7	413,000円以上734,000円未満の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500
8	734,000円以上の世帯	52,000	49,000	36,600	30,500

平成24年度の保育所徴収金基準額(保育料)が決まりました。保育料は、世帯員の市民税や所得税によって、左の表のとおり各階層に分けられています。詳しくは社会福祉係へお尋ねください。

なお、現在提出された源泉徴収票や確定申告書に変更があった場合は、年度途中に保育料が変わることがあります。

※市民税は平成23年度分、所得税は平成23年分です。

※保育料を算定する場合の所得税額は「源泉徴収票」または「確定申告書」の額と一致しない場合があります。(住宅取得控除等は適用しません)

※世帯から2人以上の児童が幼稚園、保育園に入所している場合の保育料は次のとおりです。

- いちばん年齢の高い児童は定額(基準額)
- 2番目に高い児童は半額
- 3番目以降の児童は無料



## 税法改正による平成24年度の保育料の算定方法について

平成23年の所得税から、18歳以下の扶養控除が右表のとおり変更されました。この結果、多くの場合所得税が増えることになります。

	平成22年までの扶養控除額	平成23年からの扶養控除額
16歳未満の扶養控除	380,000円	廃止
16歳から18歳の扶養控除	630,000円	380,000円

保育料は前年所得に対する税額を基に算定しますが、提出いただいた保育料算定資料に記載された内容から、扶養控除が変更される前の計算方法で税額を再計算します。したがって平成24年度以降の保育料は今回の税法改正による扶養控除の変更で税額が増えても、保育料の算定に影響することはありません。

5月12日は

『民生委員・

児童委員の日』

民生委員・児童委員や主任児童委員は、ボランティアで地域に根ざした福祉活動を行っています。お気軽に相談ください。

### ○民生委員・児童委員の主な活動内容

- ・福祉に関する心配事の相談を受け、解決のお手伝いをします。
- ・ひとり暮らしの高齢者への声掛けや安否確認などの見守り活動を行います。
- ・福祉に関する情報提供や関係機関などとの連絡調整をします。

### ○主任児童委員の主な活動内容

地域の子どもに関する問題を専門に担当し、児童委員と連携しながら、いじめや不登校問題の相談、児童虐待の早期発見・対応に向けて、学校や児童相談所などとの連携・相談支援を行います。

### ■問い合わせ

多久市民生児童委員連絡協議会事務局(多久市社会福祉協議会内)  
☎75-13593